

## 7 障害者総合支援電子請求について

# 障害者総合支援電子請求に係る よくある質問（FAQ集）

---

和歌山県国民健康保険団体連合会

平成31年3月19日・20日

# 目次

1 全体スケジュール（例：平成31年4月サービス提供分）	1
2 請求受付	
(1) システムにログインできない	2
(2) パスワードを忘れてしまった	3
(3) IDがロックされた	4
(4) 請求情報を取り下げしたい	5
(5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない	6
3 通知文書取得	
(1) 過去に取得した通知文書が消去されている	7
(2) 返戻理由が分かりません	8
4 代理人による請求	
(1) 代理請求は、どのような場合に利用するのか	18
(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい	20

# 1 全体スケジュール

【例：平成31年4月サービス提供分】

※平成30年4月サービス提供分より国保連合会において、一次審査が始まりました。

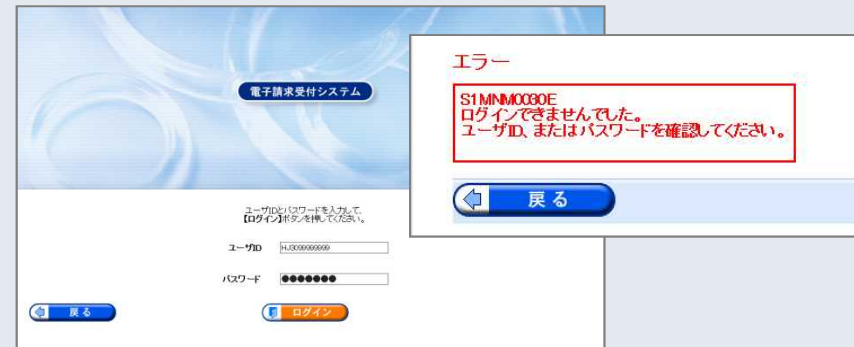
平成31年5月		6月	
1～10日	11～30日	1日	14日
請求受付	審査	通知文書取得	支払処理
<p>毎月、1～10日に請求を行います。請求情報の作成・送信を行うことができます。</p> <p>※受付期間中は24時間請求することができます。ただし、締切日10日は、<b>午後11時59分まで</b>となります。</p> <p>※受付期間中には請求の取り下げを行うことができます。</p>	<p>請求情報について、国保連での一次審査後、市町村等にて二次審査を行います。</p>	<p>電子請求受付システムに接続して通知文書を取得することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払決定額通知書</li> <li>・支払決定額内訳書</li> <li>・返戻等一覧表</li> <li>・支払決定増減表</li> <li>・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ</li> </ul>	<p>障害福祉サービス費等の振込日となります。</p> <p>※振込時間は、銀行によって異なります。</p>

-1-

# 2 請求受付

## (1) システムにログインできない

**Q 1** 障害者総合支援電子請求受付システムにログインできない。(新規事業所)



**A 1** 「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されているユーザIDと(仮)パスワード(パスワードを変更した後は、変更後のパスワード)が正しく入力されているか確認してください。

また、ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、期限が切れた際には、パスワードの変更が必ず必要になります。

- 2 -

※電子請求受付システム 導入マニュアル(事業所編) 3.1.9. 仮パスワードの変更Point!パスワードの有効期限についてを参照ください

# 2 請求受付

## (2) パスワードを忘れてしまった

**Q2** 変更したパスワードを忘れてしまったが  
どうすればよいか。



**A2** まずは、変更したパスワードを正しく入力しているか、確認してください。間違いやすい操作としては、以下が挙げられます。

1. 大文字/小文字 の区別
2. 全角/半角 の区別
3. スペースが入力されている（コピーして貼り付けを行った場合、可能性があります）

それでもログインできない場合は、国保連合会へお問い合わせください

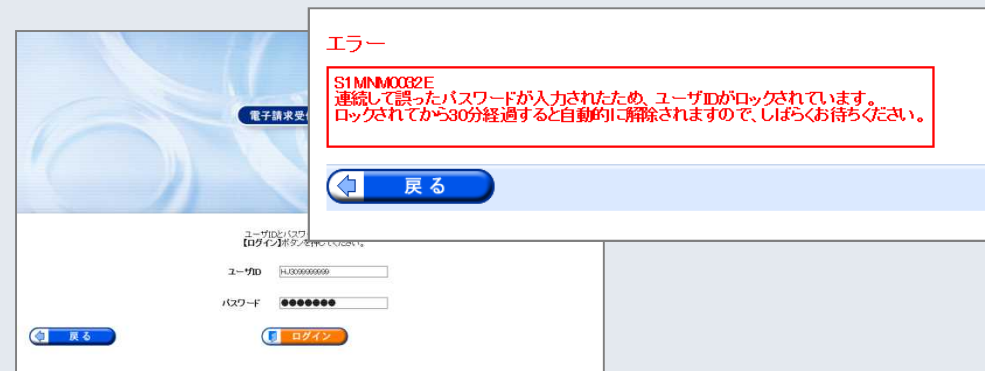
⇒ ☎073-427-4670

- 3 -

# 2 請求受付

## (3) IDがロックされた

**Q3** IDがロックされました。  
どうすれば解除できるの  
でしょうか。



**A3** 約30分程でロックが解除されますので、しばらくお待ち  
ください。

パスワードは大文字と小文字を区別しますので、正確に入力  
してください。

# 2 請求受付

## (4) 請求情報を取り下げしたい

**Q4** 送信した請求情報に不備があったので、請求情報を取り下げしたい。

**A4** 請求受付期間内（1～10日まで）であれば、電子請求受付システムから請求情報の取下げ依頼を行うことができます。



① 《メインメニュー》より「照会一覧ボタン」をクリックします。

② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細ボタン」をクリックします。

③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げボタン」をクリックします。その後、次の画面で「送信ボタン」をクリックします。

※電子請求受付システム 操作マニュアル（事業所編） 2.2 請求取下げ依頼を参照ください



# 2 請求受付

## (5) 簡易入力ソフト等の操作方法が分からない

**Q5** 国保中央会提供の簡易入力ソフト・取込送信ソフトの操作方法が分からない。

**A5** お手数ですが、障害者総合支援電子請求ヘルプデスクへお問い合わせください。

**障害者総合支援電子請求ヘルプデスク** 【☎ 0570-059-403】



# 3 通知文書取得

## (1) 過去に取得した通知文書が消去されている

**Q 1** 過去に取得した通知文書（処遇改善加算総額のお知らせ等）が電子請求受付システムから消去されている。

**A 1** 通知文書の保管期間は、すべての通知文書を取得し、状況が[完了]となってから3カ月となります。

事業所番号	事業所名	処理対象年月	請求	通知	状況	詳細
131111111	請求事業所A	2009/01	○	-	到達済	詳細
131111111	請求事業所A	2008/12	○	○	完了	詳細
131111111	請求事業所A	2008/11	○	-		詳細
131111111	請求事業所A	2008/10	○	-	エラー	詳細

**【完了】** 請求の翌月に国保連合会より通知される通知文書をすべて取得した状態

**【到達済】** 請求情報が国保連合会に正常に到達し、通知文書をすべて取得する前の状態

毎月、通知文書をダウンロードし、所定フォルダ等に保存することをお勧めいたします。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q2** 返戻等一覧表をダウンロードしたのですが、なぜ返戻になったのか分かりません。

**A2** 以下に発生件数が多いエラーコードと次ページ以降エラーの詳細について記載します。

障害者エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	請求明細書	資格	ED01
2	請求明細書	資格	EG03
3	請求明細書	受付	EC01
4	請求明細書	資格	EG02
5	請求明細書	資格	EG13

障害児エラー発生件数

No	情報種別	点検区分	エラーコード
1	障害児相談支援	資格	ED02
2	請求明細書 (通所・入所)	資格	EG13
3	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN21
4	請求明細書 (通所・入所)	資格	EN24
5	請求明細書 (通所・入所)	資格	ED01

# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコード E D 0 1 : 該当の請求情報は既に支払確定済です。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)  
(住宅介護、行動援護、施設利用介護、施設障害等福祉支援、児童サービス、短期入所、  
 就業支援、生活支援、特別入所支援、施設施設支援、自立訓練、就労移行支援、障害者福祉)

市町村番号 991111 事業所番号 9910011111 年度 2010 4 月分

支給者番号 9900000001 事業者及びその事業所の名称 A事業所

支給決定に係る施設 施設名称 地域区分 特別区 無し

利用者負担上限月額 24,000 就労継続支援A型施設対象者 無し

利用者負担上限額 事業所番号 9910011111 管理事業 1 管理事業額 24,000

サービス 2 2010年2月 2010年4月1日 2010年3月31日 2010年2月 2010年3月31日 2010年2月 2010年3月31日

サービス内容

サービス内容	サービスコード	単位数	単価	サービス単位数	単価
生活介護10	2111	1,299	2.0	26,980	
生活介護運営安定化	990	1.0	2.0	2,000	
生活移行運営安定化	991	1.0	2.0	2,000	
施設入所10	3111	4.0	3.0	12,000	
施設移行運営安定化	991	1.0	3.0	3,000	

介護給付費等明細書(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	...
2010.02	991111	9910011111	9900000001	...
2010.03	991111	9910011111	9900000001	...

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。  
 すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。市町村と過誤・再請求する月を調整してください。



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEC01：受付：該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

例) 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検でエラー)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)												
[受付済] 行数: 10   [未受付] 行数: 0   [エラー] 行数: 0												
項目	コード	名称	単価	数量	金額	単位	月	日	年	月	日	備考
介護給付費	220111	介護給付費	1,294	2	2,588	円	4	10	2011	10	31	
訓練等給付費	220991	訓練等給付費	3,000	1	3,000	円	4	10	2011	10	31	
合計					5,588	円						

介護給付費・訓練等給付費等明細書(確認リスト)												
[受付済] 行数: 10   [未受付] 行数: 0   [エラー] 行数: 0												
項目	コード	名称	単価	数量	金額	単位	月	日	年	月	日	備考
介護給付費	220111	介護給付費	1,294	2	2,588	円	4	10	2011	10	31	
訓練等給付費	220991	訓練等給付費	3,000	1	3,000	円	4	10	2011	10	31	
合計					5,588	円						

## 【エラー原因】

同月内に同一請求情報が複数送信されています。

## 【対処方法】

同月に同一の請求情報を複数送信していないか確認してください。同月内で最初に送信された請求情報を登録しますので、取消したい場合は、電子請求受付システムより請求の取り下げを行ってから再送して下さい。



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEG13：資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません。

例)介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)(点検で正常)の場合

介護給付費・訓練等給付費等明細書 (確認リスト)  
(居宅介護、行動援護、重症相談介護、重症障害者等施設支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、田舎施設支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

利用番号	991111	申請日	2019年 4月 30日
施設利用番号	991111	指定事業所番号	9910011111
支給決定番号	9900000001	事業者及びその事業所の名称	入事業所
支給決定に署名した管理氏名		区域区分	特別区
利用費負担上乗率	① 24.600	就労継続支援入型事業所負担免除対象者	無
利用事業所上乗率		指定事業所番号	9910011111
管理事業所	事業所名称	入事業所	学機結果
			24.600
サービス項目	サービス区分	サービスコード	サービス名称
生活介護	1	22211	生活介護
生活介護	2	22211	生活介護
生活介護	3	22211	生活介護
生活介護	4	22211	生活介護
生活介護	5	22211	生活介護
生活介護	6	22211	生活介護
生活介護	7	22211	生活介護
生活介護	8	22211	生活介護
生活介護	9	22211	生活介護
生活介護	10	22211	生活介護
生活介護	11	22211	生活介護
生活介護	12	22211	生活介護
生活介護	13	22211	生活介護
生活介護	14	22211	生活介護
生活介護	15	22211	生活介護
生活介護	16	22211	生活介護
生活介護	17	22211	生活介護
生活介護	18	22211	生活介護
生活介護	19	22211	生活介護
生活介護	20	22211	生活介護
生活介護	21	22211	生活介護
生活介護	22	22211	生活介護
生活介護	23	22211	生活介護
生活介護	24	22211	生活介護
生活介護	25	22211	生活介護
生活介護	26	22211	生活介護
生活介護	27	22211	生活介護
生活介護	28	22211	生活介護
生活介護	29	22211	生活介護
生活介護	30	22211	生活介護
生活介護	31	22211	生活介護
生活介護	32	22211	生活介護
生活介護	33	22211	生活介護
生活介護	34	22211	生活介護
生活介護	35	22211	生活介護
生活介護	36	22211	生活介護
生活介護	37	22211	生活介護
生活介護	38	22211	生活介護
生活介護	39	22211	生活介護
生活介護	40	22211	生活介護
生活介護	41	22211	生活介護
生活介護	42	22211	生活介護
生活介護	43	22211	生活介護
生活介護	44	22211	生活介護
生活介護	45	22211	生活介護
生活介護	46	22211	生活介護
生活介護	47	22211	生活介護
生活介護	48	22211	生活介護
生活介護	49	22211	生活介護
生活介護	50	22211	生活介護
生活介護	51	22211	生活介護
生活介護	52	22211	生活介護
生活介護	53	22211	生活介護
生活介護	54	22211	生活介護
生活介護	55	22211	生活介護
生活介護	56	22211	生活介護
生活介護	57	22211	生活介護
生活介護	58	22211	生活介護
生活介護	59	22211	生活介護
生活介護	60	22211	生活介護
生活介護	61	22211	生活介護
生活介護	62	22211	生活介護
生活介護	63	22211	生活介護
生活介護	64	22211	生活介護
生活介護	65	22211	生活介護
生活介護	66	22211	生活介護
生活介護	67	22211	生活介護
生活介護	68	22211	生活介護
生活介護	69	22211	生活介護
生活介護	70	22211	生活介護
生活介護	71	22211	生活介護
生活介護	72	22211	生活介護
生活介護	73	22211	生活介護
生活介護	74	22211	生活介護
生活介護	75	22211	生活介護
生活介護	76	22211	生活介護
生活介護	77	22211	生活介護
生活介護	78	22211	生活介護
生活介護	79	22211	生活介護
生活介護	80	22211	生活介護
生活介護	81	22211	生活介護
生活介護	82	22211	生活介護
生活介護	83	22211	生活介護
生活介護	84	22211	生活介護
生活介護	85	22211	生活介護
生活介護	86	22211	生活介護
生活介護	87	22211	生活介護
生活介護	88	22211	生活介護
生活介護	89	22211	生活介護
生活介護	90	22211	生活介護
生活介護	91	22211	生活介護
生活介護	92	22211	生活介護
生活介護	93	22211	生活介護
生活介護	94	22211	生活介護
生活介護	95	22211	生活介護
生活介護	96	22211	生活介護
生活介護	97	22211	生活介護
生活介護	98	22211	生活介護
生活介護	99	22211	生活介護
生活介護	100	22211	生活介護

受給者台帳 (支給決定)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分
991111	9900000001	221000	2010.04.01	1:新規

訂正年月日 訂正区分 証記載市町村番号 決定支給期間 (開始年月日) 決定支給期間 (終了年月日)

-	-	991111	2010.04.01	2013.03.31
---	---	--------	------------	------------

介護給付費等明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード
2010.04	991111	9940011111	9900000001	221000

## 【エラー原因】

請求明細書のサービス提供年月が受給者台帳の支給決定サービスコードの有効期間外です。

## 【対処方法】

サービス提供年月が支給決定の有効期間内か確認してください。



# 3 通知文書取得

(2) 返戻理由が分かりません

エラーコードED02：資格：該当の請求情報は既に支払確定済です

例) サービス利用計画作成費請求書(点検で正常)の場合

サービス利用計画作成費 請求書 (確認リスト)

平成22年 06月25日

(請求先)  
A自立支援系A自立支援市A町  
〒170-1001

請求事項  
A自立支援市

下記のとおり請求します。

請求コード: 00000001

請求金額	区分	種別	地域区分	件別区分
00000001	00	00	00	00

請求番号	サービスコード	種別	請求額	請求期
00000001	00000001	00	1,000	10,720円
00000002	00000002	00	1,000	1,000円
00000003	00000003	00	1,000	1,000円
00000004	00000004	00	1,000	1,000円
00000005	00000005	00	1,000	1,000円
00000006	00000006	00	1,000	1,000円
00000007	00000007	00	1,000	1,000円
00000008	00000008	00	1,000	1,000円
00000009	00000009	00	1,000	1,000円
00000010	00000010	00	1,000	1,000円
00000011	00000011	00	1,000	1,000円
00000012	00000012	00	1,000	1,000円
00000013	00000013	00	1,000	1,000円
00000014	00000014	00	1,000	1,000円
00000015	00000015	00	1,000	1,000円
00000016	00000016	00	1,000	1,000円
00000017	00000017	00	1,000	1,000円
00000018	00000018	00	1,000	1,000円
00000019	00000019	00	1,000	1,000円
00000020	00000020	00	1,000	1,000円
00000021	00000021	00	1,000	1,000円
00000022	00000022	00	1,000	1,000円
00000023	00000023	00	1,000	1,000円
00000024	00000024	00	1,000	1,000円
00000025	00000025	00	1,000	1,000円
00000026	00000026	00	1,000	1,000円
00000027	00000027	00	1,000	1,000円
00000028	00000028	00	1,000	1,000円
00000029	00000029	00	1,000	1,000円
00000030	00000030	00	1,000	1,000円
00000031	00000031	00	1,000	1,000円
00000032	00000032	00	1,000	1,000円
00000033	00000033	00	1,000	1,000円
00000034	00000034	00	1,000	1,000円
00000035	00000035	00	1,000	1,000円
00000036	00000036	00	1,000	1,000円
00000037	00000037	00	1,000	1,000円
00000038	00000038	00	1,000	1,000円
00000039	00000039	00	1,000	1,000円
00000040	00000040	00	1,000	1,000円
00000041	00000041	00	1,000	1,000円
00000042	00000042	00	1,000	1,000円
00000043	00000043	00	1,000	1,000円
00000044	00000044	00	1,000	1,000円
00000045	00000045	00	1,000	1,000円
00000046	00000046	00	1,000	1,000円
00000047	00000047	00	1,000	1,000円
00000048	00000048	00	1,000	1,000円
00000049	00000049	00	1,000	1,000円
00000050	00000050	00	1,000	1,000円
00000051	00000051	00	1,000	1,000円
00000052	00000052	00	1,000	1,000円
00000053	00000053	00	1,000	1,000円
00000054	00000054	00	1,000	1,000円
00000055	00000055	00	1,000	1,000円
00000056	00000056	00	1,000	1,000円
00000057	00000057	00	1,000	1,000円
00000058	00000058	00	1,000	1,000円
00000059	00000059	00	1,000	1,000円
00000060	00000060	00	1,000	1,000円
00000061	00000061	00	1,000	1,000円
00000062	00000062	00	1,000	1,000円
00000063	00000063	00	1,000	1,000円
00000064	00000064	00	1,000	1,000円
00000065	00000065	00	1,000	1,000円
00000066	00000066	00	1,000	1,000円
00000067	00000067	00	1,000	1,000円
00000068	00000068	00	1,000	1,000円
00000069	00000069	00	1,000	1,000円
00000070	00000070	00	1,000	1,000円
00000071	00000071	00	1,000	1,000円
00000072	00000072	00	1,000	1,000円
00000073	00000073	00	1,000	1,000円
00000074	00000074	00	1,000	1,000円
00000075	00000075	00	1,000	1,000円
00000076	00000076	00	1,000	1,000円
00000077	00000077	00	1,000	1,000円
00000078	00000078	00	1,000	1,000円
00000079	00000079	00	1,000	1,000円
00000080	00000080	00	1,000	1,000円
00000081	00000081	00	1,000	1,000円
00000082	00000082	00	1,000	1,000円
00000083	00000083	00	1,000	1,000円
00000084	00000084	00	1,000	1,000円
00000085	00000085	00	1,000	1,000円
00000086	00000086	00	1,000	1,000円
00000087	00000087	00	1,000	1,000円
00000088	00000088	00	1,000	1,000円
00000089	00000089	00	1,000	1,000円
00000090	00000090	00	1,000	1,000円
00000091	00000091	00	1,000	1,000円
00000092	00000092	00	1,000	1,000円
00000093	00000093	00	1,000	1,000円
00000094	00000094	00	1,000	1,000円
00000095	00000095	00	1,000	1,000円
00000096	00000096	00	1,000	1,000円
00000097	00000097	00	1,000	1,000円
00000098	00000098	00	1,000	1,000円
00000099	00000099	00	1,000	1,000円
00000100	00000100	00	1,000	1,000円

サービス利用計画作成費請求書(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者番号	***
2010.04	991111	9930011111	9900000001	***
2010.06	991111	9930011111	9900000001	***

## 【エラー原因】

過去に同一の請求情報が送信されています。

## 【対処方法】

過去に同一の請求情報を送信していないか確認してください。すでに処理された請求情報について修正を行う場合は、市町村へ過誤申立を行ってから、請求情報を送信してください。市町村と過誤・再請求する月を調整してください。



# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

エラーコードEN24：資格：請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません

例)障害児通所給付費・入所給付費等明細書(点検で正常)の場合

証記載 都道府県番号	受給者証番号	都道府県等が 定める額の 適用有無	都道府県等が 定める額	都道府県等が 定める額の 有効期間 (開始年月日)	都道府県等が 定める額の 有効期間 (終了年月日)	多子軽減 対象区分	...
991111	9900000001	2:有り	30,000	2014.04.01	2015.03.31	1:第2子軽減 対象児童	...

1 割相当額と多子軽減後の額と都道府県等が定める額のうち最も小さい額: 14,309 (円)

### 【エラー原因】

利用者負担額②の値が、多子軽減後の額と異なる。

### 【対処方法】

利用者負担額②の値が、

①第2子軽減対象児童の場合は、  
総費用額×5/100 (小数点以下切捨)

②第3子以降軽減対象児童の場合は、  
0円となっているか確認してください。

# 3 通知文書取得

## (2) 返戻理由が分かりません

**Q3** エラーコード P P 1 9 について教えてください。

**A3** 「P P 1 9 支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません」については、請求明細書が何らかのエラーにより返戻となった場合、サービス実績記録票も返戻とするため、このエラーコードを使用します。正しく訂正した請求明細書とサービス実績記録票を再度提出して下さい。

---

**Q4** アルファベットの「S」から始まるエラーコードについて教えてください（例：S A 1 1）

**A4** 市町村にて設定されたコードになります。内容については該当の市町村にお問い合わせください。

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q1** 代理請求は、どのような場合に利用するものですか

**A1** 代理請求とは、障害者総合支援、または介護保険における介護給付費等の請求事務を代理人が事業者に代わって行うことです。代理請求の主なパターンは以下の通りです。

No.	主なパターン
1	事業所から請求事務を委任された代理請求事業者等が請求を行う場合
2	複数の事業所や支店を運営する法人等で、本店等が複数の事業所分の請求をまとめて行う場合
3	複数の事業所番号が指定されている事業所等で、複数の事業所番号分の請求をまとめて行う場合
4	<u>介護保険事業所</u> と障害者総合支援事業所を運営している法人等で、双方の請求をまとめて行う場合

# 4 代理人による請求

## (1) 代理請求とはどのような場合に利用するのか

**Q2** 障害者総合支援とは別に介護保険でもインターネット請求を開始したいのですが、新たに電子証明書の発行が必要なのでしょうか

**A 2** 介護保険証明書を別に取得するパターンと、代理人として介護・障害共通証明書を取得するパターンとがあります。

No.	証明書利用区分	有効期間	発行手数料	説明
1	障害者総合支援証明書	3年	7,800円	障害者総合支援事業所、または代理人が、障害者総合支援の請求に使用する証明書
2	介護保険証明書	3年	13,200円	介護保険事業所、または代理人が、介護保険の請求に使用する証明書
3	介護・障害共通証明書	3年	13,900円	代理人が、障害者総合支援及び介護保険の請求に使用する証明書

※介護・障害共通証明書を取得する場合は、代理人電子請求受付システム操作マニュアルを参照ください

# 4 代理人による請求

(2) 代理人によるインターネット請求を開始したい

## 介護電子請求ヘルプデスクにご相談ください

代理人でのインターネット請求開始の手続きなどについては、介護電子請求ヘルプデスクまでお問い合わせください。

### 介護電子請求ヘルプデスク

【連絡先】 ☎0570-059-402 FAX 0570-059-422  
[mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp](mailto:mail-kaigo@support-e-seikyuu.jp)

【電子請求受付システムのアドレス】 <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「代理人情報/代理人証明書の申請はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。